

## 現任研修受講に係る実務経験要件について

令和2年度の制度改正に伴い、相談支援従事者現任研修に実務経験要件が設けられましたので、ご注意ください。

## 1 実務経験要件

現任研修受講者は、下記①②のいずれかを満たすことを要件とする。

①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。

②現に相談支援業務に従事している。

※ ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

## 2 留意事項

## (1) 令和元年度までの旧カリキュラム修了者に対する経過措置

令和元年度までに初任者研修、現任研修、主任研修を修了し、修了日の翌年度から起算して5年目の年度末までに初めて現任研修を受講する場合は、上記①②の要件を満たしていなくとも受講対象者とみなす。

## (2) 相談支援業務

「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援、及び計画相談支援をいい、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における相談支援の業務が該当する。

## (3) 過去5年間に2年以上

「過去5年間に2年以上」とは、受講する現任研修開講日前5年間（令和6年度の場合は「平成31年4月22日～令和6年4月21日」の間）に、業務に従事した期間が2年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が360日以上あることをいう。